

先生各位

検査実施料新設項目のご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、このたび保医発第 0930 第 1 号にて検査実施料が新設されましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《適用日》 平成 21 年 10 月 1 日より適用

《検査法追加項目》

検査項目	実施料・判断料区分	医科点数表区分	追加された検査法
	改正後の注釈		
シスタチン C 精密測定	130 点 生化学的検査 (144 点)	「D007」 血液化学検査の 「23」	E I A 法
	シスタチン C 精密測定 ア 「23」のシスタチン C 精密測定は、E I A 法、ラテックス凝集比濁法、金コロイド凝集法又はネフェロメトリー法により実施した場合のみ算定できる。 イ (略)		

《適用拡大項目》

検査項目	実施料・判断料区分	医科点数表区分
	改正後の注釈	
淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査	300 点 微生物学的検査 (150 点)	「D023」 微生物核酸同定・定量検査の 「4」
	淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査 ア (略) イ 淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、TMA 法による同時増幅法並びに HPA 法及び DKA 法による同時検出法、PCR 法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法又は SDA 法による。淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、泌尿器又は生殖器からの検体によるものである。ただし、男子尿は含み、女子尿は含まない。なお、 <u>TMA 法による同時増幅法並びに HPA 法及び DKA 法による同時検出法又は SDA 法</u> においては咽頭からの検体も算定できる。(二重下線部の追加)	